附　則

（施行期日）

1　この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

（経過措置）

2　建築士法第五条第一項の規定による一級建築士の登録を受けようとする者であって、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前に国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格したもの（第二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（同項において「新沖縄特別措置令」という。）第百条の規定により一級建築士の免許を受けることができる者を含む。）に対する第一条の規定による改正後の建築士法施行令第三条の規定の適用については、同条中「二万八千四百円」とあるのは、「一万九千二百円」とする。

3　建築士法第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であって、施行日前に都道府県知事の行う二級建築士試験に合格したもの（新沖縄特別措置令第百条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対する第三条の規定による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表三十九の項の1の規定の適用については、同項の1中「二万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。

総務大臣　石田　真敏
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十七号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第十一号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第三項及び第十一項並びに第十二条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第七条）
第二章　経過措置（第八条―第十条）
附則

第一章　関係政令の整備

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第一条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に、「第七章　雑則（第二十五条―第二十七条）」を「第七章　部局の長の範囲等（第二十五条）　第八章　雑則（第二十六条―第二十八条）」に改める。

第四条第一項中「第七条第二項」の下に「及び第二十五条」を加える。

第十八条第二項中「学長」の下に「（理事長を置く国立大学法人にあっては、理事長）」を加える。

第六章の章名中「指定国立大学法人」を「指定国立大学法人等」に改める。

第二十四条中「第三十四条の五第一項」の下に「（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「指定国立大学法人」の下に「又は指定国立大学」を加える。

第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条の前の見出しを削り、同条を第二十六条とし、同条の前に見出しとして「（他の法令の準用）」を付する。

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

第七章　部局の長の範囲等

第二十五条　準用通則法第二十六条ただし書の政令で指定する部局の長は、次に掲げる者とする。

一　大学の教養部の長
二　大学に附置される研究所の長
三　大学又は大学の医学部若しくは歯学部に附属する病院の長
四　大学に附属する図書館の長
五　大学院に置かれる研究科（学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。）の長

2　準用通則法第二十六条ただし書の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭
二　小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭
三　高等学校又は中等教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭及び実習助手
四　特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員
五　幼保連携型認定こども園の副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、助保育教諭、講師及び養護助教諭
六　専修学校の教員

附則第二条及び第三条第一号中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第八条を次のように改める。

第八条　削除

（私立学校法施行令の一部改正）

第二条　私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第一条、第二条第二項及び第三条」を「第二条、第三条第二項及び第四条」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第三条とする。

第一条第一項中「私立学校法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者）

第一条　私立学校法（以下「法」という。）第二十六条の二（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあっては、法第六十四条第四項の法人。第一号及び第五号において同じ。）の関係者は、次に掲げる者とする。

一　当該学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校の校長、教員その他の職員を含む。）
二　前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
三　前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者